

&lt; 2 2 - 1 9 &gt;

2 0 2 2 年 7 月

先生各位

## 診療報酬(検査実施料)に係るお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知 令和4年6月28日付「保医発0628第4号」にて、「検査料の点数の取扱いについて」(令和4年3月16日付け保医発0316第1号)で示されていたとおり、令和4年7月1日より適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

## ■実施料が改正された検査項目

(令和4年7月1日適用)

検査項目名	実施料	判断料区分
SARS-CoV-2核酸検出	700点	微生物学的検査 150点

(1)~(17) (略)

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ~オ(略)

(19)~(33) (略)

以上